

III 研究ノート III

ドイツ信託公社の誕生の軌跡に関する予備的考察 ——「ベルリンの壁」崩壊からドイツ再統一まで——

古川 澄 明

1. はじめに
2. 信託公社研究の課題と視角について
 2. 1. 過渡期の政治動向と信託公社誕生の経緯
 - ① 自立的民主改革の幻想：1989年11月9日から1990年3月18日まで
—存在したもう一つの可能性—
 - ② ドイツ再統一への気運醸成：1990年3月18日から1990年10月3日まで
—政治的急転期—
 2. 2. 課題と視角
3. 研究上の時期区分
 3. 1. 「壁」崩壊から自由総選挙まで：モロドウ政権下の経済改革
 3. 2. 政権交代から「ドイツ再統一」まで：デメジエル政権下の経済改革
4. 終わりに代えて

1. はじめに

「ドイツ信託公社」(Treuhandanstalt, 1990年3月1日設立～1994年12月31日解散)の誕生¹⁾は、1980年代末の東ドイツにおいて、社会主義国家体制を内

1) 筆者は、これまで信託公社に関する2編の拙稿を公表した。拙稿「ドイツ統一と民営化前史—『信託公社』誕生への遡源—」奥林康司編『現代の企業システム—経営と労働—』税務経理協会、2000年1月、231-246頁所収；拙稿「ドイツ統一と旧東ドイツ企業の民営化事業機関『信託公社』に関する歴史的研究—公社組織の編成を中心に—」『同志社商学』第52巻第4・5・6号、2001年3月、175-199頁所収。それらは概括的論述であった。信託公社に関する優れた先行研究は少なくないが、敢えて公社を研究対象として論究を試みる。筆者はドイツ再統一直後の東ベルリンに入ってから2年間にわたって信託公社に足繁く通い、プロイエル総裁 (Birgit Breuel: Präsidentin der Treuhandanstalt, 1991年4月1日にテロリストの凶弾に倒れたローヴェーダー前任総裁 [Detlev Karsten Rohwedder, 1990年8月16日～1991年4月1日]の後任, 1991年4月1日～1994年12月31日間に在任)や関係部門の協力を得ながら東ドイツ企業の民営化を調査する機会と助成を与えられた。民営化事業の一端に立ち会うことになったという歴史家の使命感から、本稿では、信託公社研究の視角について、少し詳しく検討を行った。

部的に民主的に変革する市民運動が政治の民主化を推し進めるプロセスのなかで行き着いた到達点であった。したがって、信託公社の歴史を描くには、1989年末の東ドイツの民主変革運動が、どのような国家政変の中でその誕生の母体となり、信託公社を生み出すことになったのかを振り返る必要がある。当時のソビエト連邦を盟主とする社会主義政治体制の民主変革運動の中で、東ドイツもその影響を大きく受けたからである。

衆知の通り、1980年代後半からソビエト連邦において国家指導者となったゴルバチョフ (Mikhail Sergeevich Gorbachev, 1931-) の提唱により、政治経済体制の根本改革運動、すなわち「ペレストロイカ」(perestroika) が進められた。それは情報公開 (グラスノスチ, glasnost) を行い、ソ連政権の民主化をめざそうとするものであった。ソ連での政治改革運動は他の社会主義諸国での民主化要求を促し、東欧諸国でも民主化運動が嵐のように高まっていった。東ドイツでも体制内変革を求める市民運動が密かに、徐々に拡大し、ついに1989年10月9日、東ドイツの古都ライプツィヒを舞台にして民主改革を求める大規模な市民デモへと成長していった。このデモは東ドイツ全土での市民の変革要求運動を高揚させることとなり、やがて首都ベルリンで50万人とも100万人ともいわれる市民が民主改革を求めて集う、まるで祭典のような平和的熱狂デモに発展する。こうした市民運動の昂進を背景として、それに対応して政府指導部は指導者の交替と懐柔策を打ち出してはみたが、民心を失った実相錯誤的な宥和政策は却って行政統制力を見失わせて政治の混迷を招き、それらが誘引となって、1ヶ月後の11月9日深夜、突如として、民衆の殺到する東西ベルリン間の国境検問所 (図1参照, 166頁) が開かれ、「ベルリンの壁」が崩壊することとなった。その意味で、ライプツィヒ・デモは、東ドイツの民主変革の発火点と評されている。東ドイツの市民デモでは、流血の惨事は、可能性はあったが、起こらなかった。それに先立つ4ヶ月前の同年6月4日、「天安門事件」が起こっていた。中華人民共和国の北京市にある天安門広場に集結して民主化を要求していた大勢の学生や一般市民のデモ隊が「人民解放軍」によって武力弾圧され殺害される惨事であった。この

事件は東ドイツでも知られていて、東ドイツの政治指導者の一部やデモ指導者らによる秘かな惨事回避行動が取られたといわれる²⁾。これは、その後の東ドイツの民主変革プロセスが人々の理性ある判断と行動によってドイツ再統一を導いたという意味で、東欧諸国（例えば、ユーゴスラビア、ルーマニア）の体制転換プロセスでの流血惨事とは対照的であった。

こうしてライブツィヒ・デモから1ヶ月後の11月9日の深夜、東ドイツ政府は「ベルリンの壁」を開き、東ベルリン市民が雪崩を打って西ベルリンへ押し寄せることとなった。その翌日から、東西ドイツ間で人々の往来が可能となり、東ドイツではそれまでと違った政治の民主的変革と市場経済制度の導入が現実の問題となっていく。政府閣僚の交替と国家行政の改革が大きくなるようになって、東ドイツで、過去の暗い長い夜のしじまを破るかのように、新しい時代の夜明けが始まっていった。1990年10月3日のドイツ再統一まで、流血を見ることなく、体制転換の道が模索された。この11ヶ月間は、今日のドイツを形作る方向が決まっていくドイツ史の重要な時期であった。ドイツ再統一への過渡的時期であった。信託公社はそうした過渡期に誕生したのである。本稿は、ドイツ内外での研究実績に依拠して、公社誕生のプロセスを追跡的に確認しようとするものである。

2. 信託公社研究の課題と視角について

信託公社は再統一後のドイツ政府によってではなく、過渡期（1989年11月～1990年9月）の東ドイツ政府によって設立された。1990年10月3日に東西ドイツ国家統合（ドイツ再統一）が実現した後、新政府は、経済的な再統一の実現に取り組むために、旧東ドイツ地域に市場経済システムを一挙に導入し、東ドイツ経済を支えてきた全産業の国営企業（8,000企業以上）を一斉に民営化する道を選択し、企業民営化の事業を信託公社に託した。それから4年後に信託公社はその任務を完了したとして、1994年12月末をもってその事業

2) Vgl. Hannes Bahrmann, Christoph Links: *Chronik der Wende. Die Ereignisse in der DDR zwischen 7. Oktober 1989 und 18 März 1990*, Berlin: Links, 1999. 因みに、「ベルリンの壁崩壊」にいたる内幕を描いたNHKドキュメントの放送が行われたが、そこでは当時の激動の真実に迫る証言が取られている（NHK・BSドキュメンタリー「証言でつづる現代史—前編：ライブチヒ 市民たちの『反乱』」、2008年1月12日放送、同「後編：こうしてベルリンの壁は崩壊した」2008年1月19日放送）。

を終了した。今日の東部ドイツ産業の再生についての評価はひとまず問題から外すとして、ドイツの経済史、産業史、あるいは企業史において、信託公社の果たした歴史的役割は何であったのかを再考する学術的意義は小さくないであろう。そしてその場合に、過渡期に信託公社が誕生したということが如何なる歴史的意味をもつものであったのかを問うことは、上記の問題性を究明する上で不可避であると考え。そこで、過渡期の政治動向と信託公社の誕生について概観し、問題の所在を明確にしたい（写真1～4参照）。

2. 1. 過渡期の政治動向と信託公社誕生の経緯

上述の通り、1989年11月9日の深夜、28年間にわたって東西ベルリンを隔て東西ドイツを分断してきた「ベルリンの壁」(Berliner Mauer, 1961～1989年間存続：写真5～7, 図1参照)が開かれた。「ベルリンの壁」は東側社会主義圏と西側資本主義圏を分け隔ててきた「冷戦」の象徴であった。「ベルリンの壁」開放は、戦後東西冷戦の終焉を示すものでもあった。それは、20世紀末の世界史を特徴付ける重要な出来事となった。しかし、「ベルリン

写真1 信託公社本部の最初の所在場所



ベルリン・アレクサンダープラッツ (Alexanderplatz) の電気工業ハウス

出所：http://de.wikipedia.org/wiki/Treuhandanstalt から転載。

写真2 信託公社本部の最終所在地(1)



信託公社本部が置かれていた建物は、今日、連邦財務省が入っているが、ナチ時代の1935年にドイツ空軍省本部として建設され、「空軍省ビル」(Reichsluftfahrtministeriumsgebäude)と呼ばれ、東ドイツ時代には政府官庁が入り、ドイツ再統一後は「ヘルマン・ゲーリングビル」(Hermann Göring Gebäude)と呼ばれたが、アレクサンダーブラッツの電気工業ハウスに入っていた信託公社がそこへ移転した。テロの凶弾に倒れたローヴェーターの業績を讃えて、1992年に「デートロフ・ローヴェーター・ハウス」(Detlev-Rohwedder-Haus)と改称された。信託公社の任務終了後に、連邦財務省がそこに入った。(所在地: Berlin, Wilhelmstraße 97/Leipziger Straße 5-7。出所: <http://de.wikipedia.org/wiki/Detlev-Rohwedder-Haus> から転載)。

写真3 信託公社本部の最終所在地(2)



信託公社本部の建物(ライプティッヒ通から)

出所: <http://de.wikipedia.org/wiki/Detlev-Rohwedder-Haus> から転載。

写真4 信託公社本部の最終所在地 (3)



信託公社本部の建物(マルチン・グロピウス・バウ Martin-Gropius-Bau から)
出所：<http://de.wikipedia.org/wiki/Detlev-Rohwedder-Haus>から転載。

写真5 「ベルリンの壁」遺址プレート



2003年9月28日, 筆者撮影

の壁」開放が直ちに東西ドイツの国家と経済の統合に繋がるものではなかった。「壁」崩壊から「ドイツ再統一」までには、ほぼ11ヶ月間の過渡的時期があった。この時期において、東ドイツ国民は「ドイツ再統一」への道を選択することになる。「壁」崩壊以降、「ドイツ再統一」への道が選択されるま

写真6 東西ベルリン間国境検問所チェックポイント・チャーリー跡(1)



2003年9月28日、西ベルリン側から筆者撮影

写真7 東西ベルリン間国境検問所チェックポイント・チャーリー跡(2)



2003年9月28日、東ベルリン側から筆者撮影

では、「民主主義的な社会主義を目指す運動」が起こりはじめていて、その当時の改革プランでは、「社会主義経済の民営化は3年間をかけて実施する予定であった」といわれるが、結局そのプランは架空のものとなった³⁾。東ドイツにおいて、1990年3月18日に、建国以降初めての自由総選挙(最後の

図1 東西ベルリン国境検問所所在地



出所：<http://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/e/ca/Berlin-wall-map.png>

人民議会選挙)が実施され、それを契機に、政治の本流は「ドイツ再統一」の方向へと向かって大きく流れはじめていった。東ドイツ国民は、この自由総選挙を通じて、西ドイツによる東ドイツの吸収合併を望んだのである。この選挙は、東ドイツの政治体制転換と市場経済システムの導入のプロセスを辿るとき、重要な政治的転換点であったことが判る。というのは、東ドイツの経済改革においてだけではなく、後に民営化の対象となる東ドイツ企業にとっても、この選挙が決定的な節目となったからである。半年後の「ドイツ再統一」以降に東ドイツ企業の民営化事業を推進することになる「信託公社」

- 3) 1994年3月の龍谷大学現地調査団の報告書に収録された旧ベルリン経済大学(旧東ドイツ, Hochschule für Ökonomie “Bruno Leuschner” [HfÖ], Berlin-Karlshorst, 1990年9月閉鎖。学生と施設は新設大学 Fachhochschule für Technik und Wirtschaft Berlin が引き継ぐ)のE. ザクセ教授(Ekkehard Sachse)の発言：出所, 「ベルリン技術経済大学(Fachhochschule für Technik und Wirtschaft) E. ザクセ(Professor Dr. Ekkehard Sachse)教授による講義(Ekkehard Sachse『ドイツ再統一後の民営化と経済状態について』(要約)(文責：林昭), 龍谷大学社会科学研究所・市場経済研究会編『旧東ドイツ地域の市場経済化・民営化の現状—1994年3月現地調査報告—』(『社会科学研究年報』同研究所, 別冊シリーズ第5号, 1994年11月30日, 3頁以降)。なお, 龍谷大学社会科学研究所指定共同研究(『市場経済の理論と実際』)の現地調査団は, 1994年3月に林昭同大学教授を団長とする5人チーム編成で, 旧ベルリン経済大学(旧東ドイツ)の元代表的研究者, ドイツ経済研究所(DIW)の現役研究者等へのインタビュー, 信託公社訪問およびベルリン所在の旧東ドイツ企業の視察を実施している。その成果をまとめたものが上の報告書である。この報告書は, とくに旧東ドイツ時代に知識人として活躍した人々が民営化事業の終了を迎えようとする時期に, 同事業の歩みと結果に対してどのような認識を持っていたかを知る上で興味深い。例えば, 同調査団がインタビューを行ったクリスタ・ルフト教授(Christa Luft)は旧ベルリン経済大学学長および旧東ドイツモドロウ政府の経済問題担当相を務めた経歴の持ち主である。エックハルト・ザクセ教授も同大学副学長を務め, 東

は、モドロウ(Hans Modrow⁴⁾)政権下の同年3月1日に、「人民所有財産の保護⁵⁾」を目的に設立されたが、この選挙後に発足するデメジェール(De Maizière⁶⁾)新政権によって「ドイツ再統一」を目指す国家的「民営化」遂行機関として位置づけられた。民営化事業も個々の東ドイツ企業の市場経済的転換努力も、そうした「ベルリンの壁」崩壊後の政治的紆余曲折をへて、本格的にはドイツ再統一後に初めて、「市場経済」制度への適合という一つの方向を指向することになったからである。それゆえに、旧東ドイツ企業の民営化事業や企業自らの市場経済への適合努力のプロセスを歴史的に評価する場合に、この11ヶ月間の過渡的時期において、それらの問題について、とくに後者については、何が起り、議論され、ドイツ再統一後の経過にどのような影響を与えるものであったかを検討しておくことの学術的意義は、小さくないであろう。

ドイツ時代に国内外で積極的に発言し、日本でも経営学会等の招聘による来日の経験もある人物である。

- 4) モドロウ(ドイツ社会主義統一党 SED: 現在の PDS) は、1989年11月に SED 政治局(Politbüro)のメンバーとなり、1989年11月13日から1990年4月11日まで閣僚評議会議長(Vorsitzender des Ministerrates, 首相)として、東ドイツが経済的破綻と市民の抗議運動に直面するなかで東ドイツの滅亡を阻止しようとする力を注ぎ、市民の自発的な民主改革組織として生れた中央「円卓会議」に政府側代表として参加し、市民との対話に努めた。過渡期の政治家として、ドイツ再統一に向けて歴史的に重要な役割を担った。
- 5) 旧東ドイツ法概念の邦訳について: 旧東ドイツ憲法には、「ドイツ民主共和国の国民経済は、生産手段に対する社会主義所有(sozialistisches Eigentum)に基礎を置く」との条文規定があり、「社会主義的所有」とは、「全社会的人民所有財産」(gesamtgemeinschaftliches Volkseigentum)、「勤労者集団の協同組合的共同所有財産」(genossenschaftliches Gemeineigentum)および「市民の社会的諸組織の所有財産」として存在するものと定められていた。「人民所有財産」(Volkseigentum)概念は「私的所有財産」(Privateigentum)概念に對置された。「人民所有財産の利用および経営(Bewirtschaftung)は原則として人民所有企業 volkseigene Betriebe および国家的諸施設によって行われる」(12条)、云々と規定された(Deutsche Demokratische Republik: *Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik*. 1968; Pollmann, Bernhard: *Daten zur Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik*. Düsseldorf: ECON Taschenbuch Verlag, 1984, S.198ff.; 日本ドイツ民主共和国友好協会訳『ドイツ民主共和国憲法』同協会, 1969年; 国立国会図書館調査立法考査局訳『ドイツ民主共和国憲法』同調査局, 1973年)。Volkseigentum 概念の説明は東ドイツ経済用語辞典(*Wörterbuch der Ökonomie Sozialismus*. Berlin: Dietz Verlag, 1973, S.962-963)でも確認できる。邦語では「人民所有」(上掲両邦訳書)、「人民[所有]財産」(根本道也『東ドイツの新語』同学社, 1981年, 54頁)、あるいは「人民所有権」(山田晟『ドイツ民主共和国法概説』(上) 東京大学出版会, 1982年)と訳されている。本稿では通常は「人民所有財産」と訳するが、表現上の便宜から「人民所有」・「人民所有権」と訳する場合もある。また東ドイツ経済法や東西間国家条約等では Volkseigenes Vermögen 用語も使用された。法的概念の邦訳としては異論が出ると思われるが、本稿では、これも同じ概念内容と解釈して「人民所有財産」と訳す。
- 6) デメジェール(東ドイツ・キリスト教民主同盟 CDU) は東ドイツ最後の首相(Ministerpräsident der DDR, 1990年4月12日~同年10月2日)であった。ドイツ再統一が実現した同年10月3日から同年12月19日まで統一政府の連邦特任相(Bundesminister für besondere Aufgaben)を努めた。彼は、ドイツ再統一にあたって東ドイツ国家を代表した立役者であった。

① 自立的民主改革の幻想：1989年11月9日から1990年3月18日まで

—存在したもう一つの可能性—

旧東ドイツ知識人の回想によれば、「ベルリンの壁」開放から暫くの間、ドイツ再統一への道と東ドイツ企業の市場経済への適応については、「2つの可能性」が存在したという。一つは、「旧東ドイツが旧西ドイツへ漸次的に適合し、長期間に亘って統一を進めるという道⁷⁾」、もう一つは、「いわゆるショック・セラピーと呼ばれる急激な統合と民営化の道⁸⁾」であった。最終的に東ドイツ政府と市民が選んだ道は、第2の道であったが、この選択を決する東ドイツ自由総選挙(90年3月18日)に至るまで、当時、東ドイツの知識人の間では、「社会主義の改革の道」、「東ドイツ経済の自立的発展の道」への期待があったといわれる。実際、東ドイツ・モドロウ政府(1989年11月13日～1990年4月11日)は、1990年2月初めに「連邦制国家を目指す4段階統一構想」と3年以内に市場経済へ移行する計画を発表した。それは、3年以内に東ドイツ・マルク⁹⁾を外貨交換可能にし、物価統制を廃止し、市場経済へ移行するというものであった。計画作成には、東ドイツの研究者が関わっている。例えば、旧ベルリン経済大学(Hochschule für Ökonomie Berlin¹⁰⁾：1950年10月設立、1991年9月30日廃止)の学長を務めたクリスタ・ルフト(Christa

7) 前掲「ザクセ元ベルリン経済大学教授による講義」『社会科学研究年報』[龍谷大]、第5号、4頁。

8) 同上、4頁。

9) 東ドイツの通貨については、1948年7月24日から東ドイツ発券銀行(Deutsche Notenbank)が発行する「ドイツ・マルク」(Deutsche Mark : DM)が使われ、1964年8月1日から「ドイツ発券銀行マルク」(Mark der Deutschen Notenbank : MDN)と改称されて1967年12月31日まで用いられ、1968年1月1日以降、ドイツ発券銀行を前身とするドイツ国立銀行(Staatsbank der DDR)が1990年6月30日まで東ドイツ・マルク(Mark der DDR)を発行した。1989年11月9日に「ベルリンの壁」が開放されてから7ヵ月後の1990年7月1日に東西ドイツ間で同年5月18日に締結された「通貨同盟」(Währungsunion)の条約が発効し、東ドイツでは西ドイツ・マルクが法的支払手段とされ、東ドイツ・マルクは廃止された。ドイツ再統一以降、東ドイツの「国立銀行」は信託公社によって整理され、その一部は他の銀行(例えばドイツ信用銀行 Deutsche Kreditbank AG)によって引受けられた。東ドイツ・マルクは西側通貨とは交換できない通貨であった。

10) 旧東ドイツには、大別して、戦前からの伝統と歴史を誇る大学と、戦後設立された大学とが存在した。総合大学が6、工業単科大学が17、医科単科大学が3、農林業単科大学が2、経済・法科単科大学10、芸術単科大学が12あった(サイマル出版界編『行ってみたい東ドイツ』同出版会、1983年、204頁)。ドイツ再統一後、歴史のある大学は存続しているが、統一を契機に「ベルリン経済大学」のように廃止された大学もある。東ドイツ時代には、同大学は経済官僚やコンビナート・国営企業の管理者を輩出した(東ドイツ時代の同大学については、大橋昭一記「経済大学(ベルリン)」日本ドイツ民主共和国友好協会編『社内主義のドイツ』大月書店、181頁を参照のこと)。

Luft, 教授)が同政府経済問題担当相¹¹⁾に就任し、同政府の下に組織された「経済改革委員会」(Arbeitsgruppe “Wirtschaftsreform”)で積極的役割を果たした。経済改革委員会において、東ドイツの「人民所有財産の信託管理のための公的機関」(Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums), いわゆる「信託公社」(Treuhandanstalt)の創設原案が起草され、これがモロドゥ政府によって決定された。この初期の「信託公社」は、1972年に国有化された企業の再私有化業務(Reprivatisierung)を例外として、「人民所有財産の保護」(Wahrung des Volkseigentums)を業務目的とするものと規定され、その民営化(売却)を目的とするものではなかった¹²⁾。そこには、当時の国民感情と政治的状況が反映されていた¹³⁾。

② ドイツ再統一への気運醸成：1990年3月18日から1990年10月3日まで —政治的急転期—

東ドイツ国内で東西ドイツの速やかな統一と東ドイツ企業の「民営化」を

- 11) 東ドイツ閣僚評議会(政府)の直下に置かれた中央官庁は、大蔵省、外務省といった通常各国に存在する省を含めて30に上る諸省があった。工業分野では、鉱業省を含めて11省が設けられていた。西ドイツの経済省に相当する省は存在しなかった。モロドゥ政府は3副首相ポストを設け、その内の経済問題担当相にルフトが就任した。その他、3月の総選挙で新政府首相になる東ドイツCDU党首デメジュールが宗教問題担当相に、また自由民主党(LDPD)のモレス(Peter Moreth)が国家地域機関担当相に任命された(Vgl. Gerd Friedrich/Helmut Richter/Horst Stein/Gerhard Wittich (Hrsg.): *Leitung der sozialistischen Wirtschaft. Lehrbuch*, Berlin: Verlag Die Wirtschaft, 1983 (DDR); Christa Luft: *Treuhandreport*, Berlin/Weimar: Aufbau Verlag, 1992, S.18. 山田晟, 前掲『ドイツ民主共和国概説』(上), 126-128頁参照)。
- 12) 初期の「信託公社」の設立を定めた1990年3月1日付けの行政命令「人民所有財産の信託管理のための機関の創設に関する決定」(Beschluß zur Gründung der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) vom 1. März 1990)の第1条に、明記されている。同設立令原文の収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd. 1, Berlin 1994; Marc Kemmler: *Die Entstehung der Treuhandanstalt. Von der Wahrung zur Privatisierung des DDR-Volkseigentums*. Frankfurt/New York: Campus Verlag, 1996, S.378 に部分掲載。また東ドイツ企業の資本金会社への転換に関する行政命令(Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften vom 1. März 1990)も、同日付きで制定された。同政令原文収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *a.a.O.*, Bd.1, Berlin 1994; Schiwy, Peter, Wolfgang Wetzke: *Deutsche Gesetze der DDR. Sammlung des gesamten Rechts der DDR*, 2. Ergänzungslieferung, 1990; Kemmler: *Ebenda*, S.379 に部分掲載。因みに、法律用語 Beschluß, Verordnung の定義については、本稿脚注22)を参照のこと。
- 13) 小林公司「ドイツ統一と人民所有(国家的所有)の解体過程—東ドイツ政権下における信託管理公団の活動に照準して」『行動科学研究』(東海大学)第48号, 1996年5月, 47-48頁; 広渡清吾「再私有化=所有権返還問題—統一条約の処理原則(体制・国家・民族/統一—統一ドイツの報と社会⑤)」『時の法令』, 第1438号, 1992年11月30日; Treuhandanstalt: *Reprivatisierung von Unternehmen. Verantwortung für wirtschaftliche Leistung wieder in der Hand aktiver Eigentümer* (Broschüre), Berlin, September 1993.

求める気運が高まり、大勢が変化するのは、3月初めに実施された東ドイツ初の自由総選挙以降のことである。東ドイツ市民の大多数は「東ドイツ経済の自立的発展の道」ではなく、一刻も早い統一を望んで、保守派の「ドイツ連合」を支持した。「ベルリンの壁」開放に伴う熱狂的興奮から醒めやらぬ間もなく、東ドイツ市民は、西ドイツ・コール政府が選択した早期統合路線と対東ドイツ迎合政策にも煽られて、西ドイツ市民と対等な自由の獲得と生活水準への短期接近を期待して、早期統一への庶幾を膨らませていったのである(【付記1】参照)。

【付記1】因みに、「壁」開放後に西ドイツを訪れた東ドイツ市民が目当たりに見たものは、カラフルな商品に溢れる市場社会の大量消費文明の現実であった。市場社会は、卑近な表現をすれば、カラフルな色彩で溢れる社会である。市場競争が商品価値を問うからである。性能、形状、品質、デザインだけでなく、色彩も商品の市場価値を主張する要素だからである。市場社会とは、感覚的には、色彩の社会と言えなくもないであろう。社会主義社会では経済計画に従って製品開発と生産が行われ、流通と販売が制御されていた。多くの物品が政治的・経済的な統制の下で生み出された。製品の形状も種類も限られ、自ずと社会生活で人々が目にする色彩も、製品作りを制約した経済計画によって規定され、しかも政治から自由であったとはいえない。東ドイツ市民は西ドイツを訪れて、見るもの触れるものにまごつき、戸惑い、やがて「西」への羨望から「西並」の生活への期待へと市民感情が変化していったのも当然の成り行きであった。

筆者は、1990年11月7日にエアロフロート機でモスクワを経由し、初めて深夜の粉雪の舞う旧東ベルリンのシェーネフェルト空港に、妻と一緒に六歳と一歳半の娘の手を引いて、降り立った。出迎えてくれたドイツ人の知人の自家用車で西ベルリン・ツオー駅(Bahnhof Zoologische Garten)近くのホテルに入り、翌朝早くホテルを発って、ツオー駅から、Sバーン(都市鉄道、当時既に東西ベルリン間で乗り入れ)に乗りし、アレクサンダープラッツ駅

(通称、アレックス Bahnhof Alexanderplatz：写真8，9参照)で下車した。この駅には、後日、幾度となく足を運ぶことになった。当時、広場では、多くの市民が集まり、日本の某テレビ局が放送取材をしていたが、それを横目に通り過ぎ、タクシーをひらって旧東ベルリンの奥深く、ベルリン経済大学(1990年9月31日閉鎖)のゲストハウスまで移動した。日本学術振興会の派遣で、松下国際財団の助成も受けて、旧東ドイツ企業の民営化現地調査を目的にして旧東ベルリンに飛び込み、その日から二年間、旧東ドイツの人々や生活を見てきた。自家用車を購入して、東部ドイツの北から南まで、多くの企業を視察した。東にも西にも、多くの知己を得た。そうした経験を振り返ってみるとき、西ベルリンから東ベルリンへ列車で、文字通りに旧国境を通過するとき、強烈な印象として残ったのは、第一に、車窓から外を見ていて旧東ベルリンの建物の壁の至る所に無数の穴が目に飛び込んできたことである。後日、第二次世界大戦中の銃弾痕と聞いた。アレックス広場に立って、まず戸惑ったのは、異臭である。幼少時代に嗅いだ記憶のある汽車の煙臭に自動車の排気ガスを混入したような臭気が鼻を突いた。周囲を見上げると、高層ビルの高所に色鮮やかな広告看板が目立っていた。「ソニー」、「サンヨー」、「コニカ」、「フジ」。ドイツ企業もアメリカ企業もまだそうした看板を出していなかった。日本企業の看板は張りつめた緊張を和らげてくれた。それらの看板を別にすれば、林立するビルは、あれもこれも、ひどく汚れて黒ずんでいた。道路にはゴミが放置され、掃除をする人もなかった。ビルの汚れの原因も、後日、判明した。大気汚染である。とくに暖房に褐炭を利用していたので、空気が臭気を運び、ビルを黒ずんで汚し、朝夕には深い霧が発生した。人間の体には、実に優れた適合能力がある。数日もすると、臭気も黒ずんだビルにも慣れていった。慣れこそ、恐ろしいことではあるが。すでに17年が過ぎた。あの日は、遠い昔となった。その後、何度も旧東ベルリンや旧東ドイツを訪問したが、毎回、変貌していて、今日では当時の面影を見つけることすら難しい。しかし、美しく装った文化景観に目を凝らして見ると、今日の東部ドイツの特質を示唆するかのよう、当時の面影が浮かび上がってくるのである。

写真8 アレクサンダープラッツの広場



ベルリンの民主改革デモで大勢の市民が集まった場所。
2003年9月28日、筆者、西ベルリン側から撮影

写真9 東ベルリンのシンボル「テレビ塔」



「ツビーベル・タワー」(玉ねぎ塔)との呼称
2003年9月28日、筆者、西ベルリン側から撮影

東ドイツの一部の知識人が期待した東ドイツ経済の自立的な改革・発展と西ドイツへの漸次的な統合の構想は、1990年3月の東ドイツ人民議会選挙(自由総選挙)によって発足するデメジエール(De Meizière)政権(1990年4月12日～10月2日)には引き継がれなかった。それに代わって一気呵成の統合と民営化の構想が急浮上し、その実現に向かって政治の流れが変わっていった。1990年4月末には東ベルリンで「通貨・経済・社会同盟」に関する東西ドイツ政府間の公式交渉が始まり、6月中には同同盟に関する国家条約の調印、東ドイ

ツ企業の資本金会社への改組のための法的整備と改組実施、東ドイツ憲法からの「社会主義概念」抹消と私有財産制度導入のための憲法改正、「人民所有財産」の民営化のための「信託法」(6月17日)の制定などが処理され、7月1日には上記「通貨・経済・社会同盟」条約が発効し、西ドイツ・マルクが東ドイツに導入されて経済統合がスタートする。この間に「信託公社」も民営化事業の本格的な活動に向けて動き始めていた。7月4日には、東ドイツ閣僚評議会は同公社総裁に西ドイツ出身のローヴェーダー(Detlev Rohwedder: Hoesch AG, 再建で手腕発揮、1991年4月1日凶弾に倒れる¹⁴⁾)を任用し、それ以降、彼の統率下に民営化事業を推進する地盤整備が押し進められていくなかで、「ドイツ再統一」(10月3日)を迎えたのである(【付記2】参照)。

【付記2】東ドイツ市民は東ドイツ経済の破綻の道を選択し、逆説的に言えば、自分たちが生活の糧を得るために働く職場を失うということを承知の上で、急激な統合を選んだと言えなくもない。それは多分に予想可能なことであつた。筆者が滞在した当時、夥しい数の企業が閉鎖や、大幅な人員削減を伴う民営化の対象となる一方、他方で東部市民の多くは「東部製品」には目もくれず西側製品に手を伸ばした。子供の文具から衣類、食品、家電製品、自動車など、あらゆる西側製品が東部に溢れ、「東部製品」を駆逐していった。東部市民の旺盛な購買意欲は、西側製品への消費拡大となって旧西ドイツ経済を一時的に上昇させた。「統一特需」と呼ばれた一時的な消費ブームである。そこには、もちろん性能や品質やデザインなどの点で、多くの東部製品が西側製品の競争対象でなかったのも事実であるが、東部市民が「東部製品」を過度に拒絶反動的に意識せずに購入していれば西側製品との競争に充分に耐えうると思われるような製品もあつた。例えば筆者が視察した東部製の靴製品のメーカー(シュベート市 Schwedt/Oder)にも、自力存続のチャンスがあつたかもしれない。なぜ、東部市民が「東部製品」に過剰に拒絶反

14) ローヴェーダー(1932年 Gotha/Thüringen 生)は1980年に Hoesch AG の取締役社長に就任し、1990年6月3日にベルリンの信託公社の「管理評議会」議長(Vorsitzende des Verwaltungsrates)に招請され、同年8月29日に同公社総裁(Präsident der Treuhandanstalt)に就いて民営化事業と旧東ドイツ経済再建を押し進めるが、翌1991年4月1日、Düsseldorf の自宅で休暇中にテロの凶弾に倒れる。享年58歳。Vgl. Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd. 1, Berlin 1994, S.A24)。

応を示したのであろうか。背景には、東部市民が抱いた特別の市場社会観念が「ドイツ再統一」という歴史的激変によって増幅され、市場社会に理想社会の彼岸を見た節があり、それを西側の政治やメディアが煽った。その結果、旧東ドイツ市民はやがて厳酷な現実を体験し、すべての者が社会的成功を手に行けるわけでないことを知って初めて、西側政治に猜疑心を抱くようになる。「統一特需」も長くは続かなかった。ところで、こうした市民意識の推移は社会学の興味深い研究テーマとなりえる領域であろう。

東ドイツの自立的改革・発展が困難であった一つの理由は、東ドイツが依存してきた国際的な存立条件が崩壊したことにある。東欧諸国は相互協力・助成を目的とする社会主義的国際分業関係を形成したコメコン体制¹⁵⁾に相互依存していた。例えば、一部の機械・輸送機製造分野では相当に専門化が進み、ブルガリアはフォークリフト、ハンガリーはバス生産に特化し、バス、乗用車、トラック、貨車、トラクターについてはコメコン域内でほぼ完全に調達できる状況ができあがっていた。したがってソ連や他の東欧諸国の経済的困難やコメコン体制の崩壊は、コメコン域内の国際分業に組み込まれていた東ドイツにとって、その国際的存立条件の喪失を意味した。とくに石油や天然ガスなどの天然資源の大半をソ連に依存していた東ドイツは、ソ連の経済逼迫に伴って窮地に陥る可能性があった¹⁶⁾。こうしたコメコン体制の崩壊は、統一後の旧東ドイツ企業がその製品の販売市場を東欧諸国に期待できな

- 15) ソ連・東欧諸国は、1947年に西ヨーロッパ復興のために提案された「マーシャル・プラン」に対抗する形で、1949年に経済復興への協力を目的にして「経済相互援助会議（通称「コメコン」：RGW, Rat für Gegenseitige Wirtschaftshilfe: CMEA=Council for Mutual Economic Assistance)」を創設し、加盟諸国間の経済協力と社会主義的国際分業の促進、究極的な経済統合を目指した。コメコン内部の貿易は各国間の「長期双務協定」によって行われ、この長期協定は各国の「長期経済計画」に対応するものであった。しかも経済計画自体がコメコンの枠内で相互に調整されて緊密に結びつけられていた。石油や天然ガスをはじめとする天然資源の乏しい東欧諸国はソ連からの長期・安定供給を受ける形で協力関係を形成したが、その後計画経済システムの行き詰まりに喘ぐなかで、1980年代末以降の東欧諸国の体制転換が始まり、コメコン自体も1991年6月に解散、同年12月にはソ連も解体した（瀧野公郎「ソ連経済と東西貿易」、五井一雄／野尻武敏編『ソ連・東欧の経済—計画と市場』中央大学出版局、1981年所収、75頁；W.V.Wallance/Roger A.Clark: *Comecon, Trade and the West*. Frances Pinter, London 1986、箱木真澄／香川敏幸訳『コメコン ソ連・東欧諸国の選択』文眞堂、1990年；川田侃／大島英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、1993年、271頁；大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』岩波書店、1965年、259頁参照）。
- 16) ソ連東欧貿易会『コメコンのバイブライン（東欧産業基礎調査）』同会、1980年；ソ連東欧貿易会『コメコンとE Cとの経済協力』同会、1983年；ソ連東欧貿易会『コメコン経済統合の再評価』同会、1987年参照）。

いといった状況をもたらし、企業存亡にも色濃く影を落とすことになったのである。

したがって、旧東ドイツ企業の民営化を歴史的に把握する場合、「ベルリンの壁」開放から「ドイツ再統一」までの過渡的な時期におけるコンピナートと傘下企業が、どのように政治情勢の変化に対応し、どのような存続の道を模索したのかを検討することは、学術的に意義の小さいことではないであろう。すでにこの過渡期において、西ドイツ企業の東ドイツ企業へのいち早い接触が始まっており、コンピナートや国有企業のその後の存亡プロセスを見る上で重要となるからである。そしてその際に、旧東ドイツ企業の民営化(売却、再建、解散整理)の事業において、それを担った信託公社がいかなる存在として機能と役割を果たしたかを検討することが必要であると考え。

2. 2. 課題と視角

① 課題

ドイツ再統一後の東部ドイツの経済再建に関して、広渡清吾は法学者の立場から、経済学分野の研究者に対して、次のような課題を投げかけている：「ドイツ再統一は、政治的には西ドイツ基本法体制に、経済的には西ドイツの社会的市場経済体制に、東ドイツを編入することを意味した。東ドイツ地域における市場形成がどのように展開し、いかなる問題を抱えているか、これは経済学の分析にまたなければならない¹⁷⁾。」この課題に対して、信託公社に関する研究からは、公社が旧東ドイツ企業を民営化する事業において企業活動の機会と産業復興の基礎条件を創出したという意味で、少しは応えるところがあると思われる。その場合に、過渡期の信託公社に関しては、次の研究課題を設定できるであろう。すなわち、それが当初から東ドイツ企業の民営化を目的として創設されたのか、それとも他の任務を遂行する目的で設立され、その後のドイツ再統一に伴って東ドイツ企業の民営化を任務とするにいたったのであろうか。仮に後者であるとすれば、なぜ、目的がシフトしたのであろうか。これらの疑問を解くことによって、なぜ公社が民営化を任

17) 広渡清吾、前掲『統一ドイツの法変動』、63頁。

務としのかを明らかにできるであろう。

② 視角

旧東ドイツ企業の民営化事業を遂行した「信託公社」は、上述の通り、ドイツ再統一後に連邦政府によって創設されたわけではない。すでに東ドイツ時代の最後の年（東ドイツ期）、つまり「ドイツ再統一」（1990年10月3日）に至るまでの数ヶ月間の内に「信託公社」構想が練られ、法制化をへて創設され、その事業を開始している。W. Fischerらは、東ドイツ時代の公社を「初期信託公社」（Ur-Treuhandanstalt）とも呼称している¹⁸⁾が、その実態と事業実績については、日本では余り詳細に紹介されていない。それはドイツ再統一後に信託公社の「民営化」事業が本格的に展開され、それに伴って旧東ドイツ地域に対する日本産業界の関心も投資対象や販売市場としてのそれに移っていったからであり、また研究者の学術的関心もそこに集まる傾向がなくなかったからであろう（【付記3】参照）。

【付記3】例えば、すでに東ドイツ時代に現地進出の実績があった商社（丸紅、ニチメン他）やゼネコン（鹿島建設、TEC）などを除いて、「壁」崩壊後に現地オフィスをいち早く、しかし1990年春になって漸く開設したのは銀行であった。日本企業の現地オフィス開設が本格化するの統一後であった。西ドイツ企業は事情が違っていた。東ドイツ時代から東西両ドイツ間では経済的取引関係が築かれていたので、「壁」崩壊後、時を移さず西ドイツ企業は東ドイツへ接触を開始し、技術や人材の獲得で鎬を削った。東ドイツで培われた技術が人材と一緒に「統一」前に西ドイツ企業に流れ込んだといわれる。こうした事情は、統一後の信託公社の民営化事業に対する民間企業の関与態様でも、旧西ドイツ企業と他企業との間で、また日独企業間を対比

18) Wolfram Fischer, Herbert Hax, Hans Karl Schneider (Hrsg.): *Treuhandanstalt. Das Unmögliche wagen*. Berlin: Akademie Verlag, 1993; Fischer等は「初期信託公社」（Ur-Treuhandanstalt od. ursprüngliche）という概念を用いている。ドイツ連邦議会に提出された「公社最終勧告・報告書」（1994年8月29日）でも、この概念が使われており、本稿でもこの概念を使用することにする（Vgl. Deutscher Bundestag, Öffentlichkeitsarbeit: *Beschlußempfehlung und Bericht des 2. Untersuchungsausschusses "Treuhandanstalt" nach Artikel 44 des Grundgesetzes*. Bericht des 12. Deutschen Bundestages, Drucksache 12/8404. Bonn, 29. August 1994, S.141f.; Wolfram Fischer u.a. (Hrsg.): *a.a.O.*, S.26ff., なお、同書は *Treuhandanstalt* (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.15, Berlin 1994 に完全収録されている）。

しても、決定的な差違となって顕現化した。旧西ドイツ企業は公社組織に多くの人材を派遣し、組織内に人脈と情報網を張り巡らせ、技術、人材、優良な投資先を見出す機会を自ら生み出していったといえるが、それに引き替え日本企業はしばしば公社の正門玄関から正攻法で入っていった。その後、信託公社は日本産業界に公式に旧東ドイツへの投資を呼びかけ、東京に公社オフィスまで開設する熱の入れようであったが、筆者による日本企業駐在員へのインタビューでは、日本企業を魅了する優良投資先が残っていなかったとの声が少なくなかった。殆ど注目を引くような投資事例が見られなかったことがその事実を物語っている。もっとも、グローバルな企業活動を展開する日本企業の本社にとっては、旧東ドイツへの投資を促されるような、世界の他の地域に比較してとくに魅力的な、戦略上で有利な選択条件が揃っていることも必要であった。ベルリンで駐在員からしばしば耳にした言葉は、旧東ドイツの投資先を本社に提案しても本社は投資先をグローバル・ベースで選択・決定するので、本社を説得するだけの好投資条件を示すのは難題である、というものであった。

信託公社に関する代表的研究については、日本において「信託公社」を扱った研究実績をみると、法律分野と経済・経営学分野からのアプローチに大別できる。まず法律分野では、庄子良男「ドイツ新連邦領域における企業法—トロイハント法を中心として—」石山卓磨/上村達男編『公開会社と閉鎖会社の法理』商事法務研究会、1992所収；早川勝／訳「信託公社が管理する企業分割に関する法律（試訳）〈資料〉」『産大法学〔京都産業大学〕』第27巻第1号、1993年4月。広渡清吾「旧東ドイツにおける所有権問題—私的所有権秩序の創出」『社会科学研究』（東京大学）第47巻第3号、1995年10月（同稿は同者『統一ドイツの法変動：統一の一つの決算』有信堂高文社、1996年に収録）。経済・経営学分野では、前田淳「ドイツ再統一に至る法的根拠の変遷と信託公社」『三田商学研究』第38巻第5号、1995年12月；同「民営化の準備過程における信託公社の活動と役割」『三田商学研究』第39巻第1号、1996

年4月；同「ドイツ信託公社政策史(1)：民営化優先政策とその転換」『三田商学研究』第42巻第3号，1999年8月；関連研究に同「東ドイツ民営化におけるMBO/MBI出現に至る過程とその特質」『三田商学研究』第39巻第2号，1996年6月。さらに小林公司「ドイツ再統一と人民所有（国家的所有）の解体過程—東ドイツ政権下における信託管理公団の活動に照準して」『行動科学研究』（東海大学）第48号，1996年5月；丑山優「信託公社(Treuhandanstalt)の機能と役割」『立教経済学研究』第47巻第3号，1994年1月；加藤浩平「旧東ドイツにおける民営化と『信託公社』」『社会科学年報』（専修大学）第33号，1999年3月などがある。その他にも少なからず紹介記述があるが，いささか平板の嫌いを免れていない。大半の論者が現地に赴き統一後の民営化実状を紹介することを喫緊の課題としたがゆえの帰結といわざるをえない。1994年末に「信託公社」が民営化事業を終了し，その後一定のドキュメントを公開しており，それ以前の研究は情報利用の制約を受けていたので全容の解明を期待することは望蜀ではあるが，そうしたなかにも簡勁な筆致で全般的動向を的確に捉えている研究がある。例えば，工藤章「市場経済の主体創出—旧国営企業の民営化」住谷一彦・他編『ドイツ再統一と東欧変革』ミネルヴァ書房，1992年所収；同「旧東ドイツ国営企業の民営化」『社会科学研究』（東大社研紀要）第44巻第1号，1992年8月；同「企業と労働」戸原四郎，加藤榮一編『現代のドイツ経済：統一への経済過程』有斐閣，1992年所収；百濟勇『ドイツの民営化：統一ドイツとECの行方』共同通信社，1993年；同「ドイツ再統一後の経済問題—民営化及びその際に果たす『信託公社』の役割を中心に」『駒沢大学外国語部研究紀要』第22巻，1993年3月；青木國彦『体制転換：ドイツ再統一とマルクス社会主義の破綻』有斐閣，1992年；桜井徹「ドイツの民営化」，玉村博巳『民営化の国際比較』八千代出版，1993年所収。「信託公社」は，第2次世界大戦後ほぼ半世紀にもわたって社会主義システムを固守した東ドイツの全国有企業の「民営化」という，いわば国家「清算」事業を遂行したといえるが，日本では「信託公社」を直接の対象とした研究実績は意外と少ないといわざるをえない。その意味では，前田淳の今後の研

究には成果が期待されうる。なお「信託公社」に関連した法律と実施命令については、本稿では、1994年11月刊行の信託公社事業総決算ドキュメントに抜粋収録された法文と、P. Schiwy, W. Wetzke 編集の東ドイツ経済法令文集を参照した：Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, 13 Bände, Berlin 1994.; Peter Schiwy, Wolfgang Wetzke: *Deutsche Gesetze der DDR. Sammlung des gesamten Rechts der DDR*. Stand: 3. August 1990. Verlag R. S. Schulz, Starnberg-Percha, 1990.; Peter Schiwy, Wolfgang Wetzke: *Deutsche Gesetze der DDR. Sammlung des gesamten Rechts der DDR*. 2. Ergänzungslieferung, Stand: 3. August 1990. Starnberg-Percha: Verlag R. S. Schulz, 1990. また信託公社に関する欧文研究実績については少なくないが、本稿では主として次の2つの研究実績、すなわち Marc Kemmler: *Die Entstehung der Treuhandanstalt. Von der Wahrung zur Privatisierung des DDR-Volkseigentums*. Frankfurt/New York: Campus Verlag, 1996.; Wolfram Fischer, Herbert Hax, Hans Karl Schneider (Hrsg.): *Treuhandanstalt. Das Unmögliche wagen*. Berlin: Akademie Verlag, 1993 を参照している。Kemmlerの研究は信託公社の創設と事業実施のプロセスについて、関係者のインタビューを踏まえて詳細に論究しており、実証性に優れている。また Fischer らの研究は信託公社の事業に関する最初の間接報告として評価を得ており、同公社ドキュメント第15巻 (Treuhandanstalt [Hrsg.]: *Dokumentation 1990-1994*, Bd. 15, Berlin 1994) にも収められている。

3. 研究上の時期区分

信託公社を取り上げる場合、1990年7月1日の「通貨統合」以前の「初期信託公社」(90年3月1日～90年6月30日)とその後の後継組織である「信託公社」(90年7月1日以降)とは区別して捉える必要がある。両者は性格も事業目的も違っていた。前者はドイツ再統一まで東ドイツ人民議会に対して責任と報告義務を負ったが、後者はドイツ再統一後に連邦大蔵相の管轄下に置かれた。さらに前者については、東ドイツ市民が東ドイツ初の自由総選挙で「統一」

を求めて支持したデメジュール新政権の発足(1990年3月)を境にして前後2つの時期にわけて捉える必要がある。「初期信託公社」は、「壁」崩壊(1989年11月)からデメジュール政権の発足までの、政治的に不安定な、政権崩壊の危機を孕んだ時期の所産であった。それは、国有企業を含む「人民所有財産」を保護する目的で創設されたが、その後の「ドイツ再統一」への準備プロセスにおいて改組のための法的整備が行われ、改めて「民営化」の担い手として法的に位置づけられることとなったからである。つまり「信託公社」が東ドイツ企業の全面的な民営化実施機関として改組され、当該任務を遂行し始めるのは、「通貨統合」以降のことであるからである。しかし留意すべき事は「通貨統合」まで初期信託公社は何ら業務を遂行しなかったというわけではなく、次のステップへの橋渡しの機能を果たしたのである。本稿も検討の焦点もその点に定めている。

次に、「通貨統合」以降の「信託公社」については、1990年8月末に公社総裁に就任したローヴェーダーがテロの凶弾に倒れる1991年4月1日までと、その後のプロイエル新総裁の時期とでは、事業活動の方針に変化が見られるので、2つの時期に区分して捉えるのが妥当であろう。したがって、3つの時期に区分して「信託公社」の事業活動の特徴を捉えるのが至当であろう。そして本稿では、主として第1期「ドイツ再統一と民営化前史」を取り上げるものである。

すなわち、第1期(1989年11月9日-1990年6月30日)：「人民所有財産の保護」のための組織としての信託公社(Treuhandanstalt)の創設：東ドイツの体制転換から「信託法」(Treuhandgesetz)制定まで、第2期(1990年7月1日-1991年4月1日)：人民所有財産の民営化のための組織としての信託公社の構築：「信託法」から公社総裁ローヴェーダー(Detlev Rohwedder)の暗殺まで、第3期(1991年4月2日-1994年12月31日)：信託公社事業の完了期：新総裁プロイエル就任から民営化事業の終了まで¹⁹⁾(第1表参照)。

本稿では、過渡期の信託公社を取り上げているので、以下において、第1

19) ローヴェーダー総裁時代と彼の後継者であるプロイエル総裁時代との区別については、確たる定説はないが、民営化政策に明らかに変化が見られるので、筆者は両総裁時代を分ける時期区分を行って政策変化を捉えている。

第1表 信託公社総裁と在任期間

政府	信託公社総裁名	在任期間	重要な出来事
モロドウ政府 (Hans Modrow) 1989年11月13日～ 1990年4月11日	モレーテ Peter Moreth, 初代公社総裁, 1941年生, 国家評議会メンバー, 政治家 (自由民主党 LDP)	1990年3月1日～1990年6月15日	1989年11月9日: ベルリンの壁解放; 1990年1月25日: 合弁事業法制定; 1990 年3月1日, 「信託公社設立令」, 「国営企業 の資本会社への転換令」, 信託公社設立; 1990年3月15日: 東ドイツ最初の自由総 選挙
デメジール政府 (Lothar de Maiziere) 1990年4月12日～ 1990年10月2日	ゴールケ Reiner Marla Gohlke, 第2代総 裁, 1934年生, ドイツIBM社長 (1971- 1981), ドイツ連邦鉄道総裁 (181-1991), 経営者	1990年6月16日～1990年8月16日	1990年6月17日: 「信託法」制定; 1990年6 月21日: 東西ドイツ間での「通貨・経済・ 社会同盟条約」締結; 1990年7月1日: 「通貨 ・経済・社会同盟条約」発効; 1990年8 月31日: ドイツ再統一条約調印; 1990年 9月13日: 約8000国営企業中, 7000企業の 資本会社改組; 1990年10月3日: ドイツ 再統一条約発効; 1990年12月2日: ドイ ツ総選挙
コール統一ドイツ政府 (Helmut Kohl) 1990年10月3日～1998 年, コールは1981年に 西ドイツ連邦政府首相 就任。	ローヴェーダー-Detlev Karsten Rohweder, 第3代総裁, 1931年生, 1991年4月にテ ロ凶弾で逝去, ドイツ連邦経済省次官 (1969-1978), 1979年に HoeschAG 社長 就任, 会社再建に手腕を発揮, 経営者	1990年8月16日～1991年4月1日	1991年4月1日: ローヴェーダー, 非命
	ブロイエル Birgit Breuel, 1937年生, 4代 総裁, ニューダーザクセン州経済運輸相 (1978-1986), 同州財務相 (1986-1990), 政治家 (キリスト教民主同盟 CDU)	1991年4月1日～1994年12月31日	1994年12月31日: 公社任務終了

資料: Vgl. Liste der Bestellung/Abberufung der Mitglieder des Direktoriums und Vorstandes der Treuhandanstalt, Zusammenstellung für den 2. Untersuchungsausschuß, 1994. In: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation* 1990-1994, Bd.2, Berlin 1994, S.497, その他を参照。

期から第2期におけるドイツ再統一までの、信託公社をめぐる重要な出来事を概観しておくことにする。すでに自明の通り、筆者は、1990年10月3日のドイツ再統一を境にして時期区分を行っていない。その理由も一緒に明らかにするであろう。

3. 1. 「壁」崩壊から自由総選挙まで: モロドウ政権下の経済改革

「信託公社」の創設は、W. Fischer らが述べている通り、モロドウ政府が成し遂げた仕事であった²⁰⁾。東ドイツ閣僚評議会は、1990年3月1日に「人民所有財産の信託的管理のための機関 (信託公社) の設立に関する決定²¹⁾」(「信託公社設立令」と略称) および、「人民所有コンビナート、企業及び施

20) Wolfram Fischer u.a. (Hrsg.): *a.a.O.*

21) Beschluß zur Gründung der Anstalt zur treuhänderischen Verwaltung des Volkseigentums (Treuhandanstalt) vom 1. März 1990. 同法原文の収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994. 小林公は、この法律を「第1次信託法」、1990年6月17日の Treuhandgesetz を「第2次信託法」と略称 (小林「ドイツ再統一と人民所有」47頁以降)。広渡清吾は前者を「信託公社設立令」、後者を「信託法」と訳している (広渡清吾「旧東ドイツにおける所有権問題—私的所有権秩序の創出」『社会科学研究』(東京大学)第47巻第3号, 1995年10月。なお、同稿は同者『統一ドイツの法変動: 統一の一つの決算』有信堂高文社, 1996年に収録)。本稿では、無用の混乱を避けるために、広渡に倣って略語を当てるが、そもそも「設立令」も「信託法」も、要するに東独の「人民所有財産」を、前者では保護、後者では私的所有へ転換するという歴史的に特殊な目的を遂行する「信託公社」の設立、任務、組織を定めた特殊な法律であり、日本

設の資本会社への転換に関する命令²²⁾」(以下、「東ドイツ企業転換令」)を採択し、3月15日に「定款」において信託公社の地位を定めた。「設立令」では公社は閣僚評議会に責任を負うとしたが、「定款」ではこれを改め、人民議会に対して責任と報告義務を負うものとした。公社本部はベルリンに置かれ、本部の他に公社支所(Außenstellen)をベルリンと東ドイツ県庁所在15都市(Bezirkstädte)に配置することを決定した²³⁾。W. Fischerらは、前述の通り、この公社を「初期信託公社」(Ur-Treuhandanstalt)と呼んでいる。それに倣って、筆者もこの呼称を取ることにするが、そうした表現は関係政令・法律のどこにもないことを明記しておく。

その後、1990年4月初めに入って発足するデマジエール(De Maizière)新政権は、モロドウ前政権が目指した東ドイツ経済の自立的経済改革による漸次的な市場経済体制への移行という政治路線を放棄し、早急に「ドイツ再統一」を実現する路線を選んだ。「信託公社」についても、その法的基礎を見直し、人民所有財産を保護する任務ではなく、それを民営化する任務へと法改正を行うことになった。その間、公社は休眠状態にあったわけではない。所期の業務を遂行していった。

の「信託法」やドイツの信託関係に関する民事法上の規定と区別するために、前者を第1次、後者を第2次「信託公社法」と訳すこともできよう。なおドイツの「信託法」問題については、Hein Kötz「ドイツにおける信託法の現代的発展」(新井誠訳)『信託』第184号、1995年11月；新井誠「ドイツ法の信託と英米法のトラスト——ハーグ信託条約の観点から——」『國學院法学』第30巻第4号、1993年3月を参照のこと。因みに、「国家評議会(Staatsrat)および閣僚評議会(Ministerrat)が行う決定を“Beschluß”と呼んだ。これらの国家機関の決定は、人民議会の制定する法律(Gesetz)および国家協議会の発する布告(Erlaß)と並んで、法的拘束力をもつ重要法源の一種であった。それゆえこの東独用法では、西独の言葉と外形上同語にみえても、内容的に同義とはいえない」(田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』郁文堂、1990年、46頁)。

- 22) Verordnung zur Umwandlung von volkseigenen Kombinat, Betrieben und Einrichtungen in Kapitalgesellschaften vom 1. März 1990. 同法原文収録先：Treuhandanstalt(Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd. 1, Berlin 1994; Peter Schiwly, Wolfgang Wetzke: *Deutsche Gesetze der DDR. Sammlung des gesamten Rechts der DDR. 2. Ergänzungslieferung*, 1990. なお、東ドイツでは Verordnung(「命令」)は、閣僚評議会によって発せられた。田沢五郎によれば、「東独では、閣僚評議会(Ministerrat)は、人民議会(Volkskammer)の法律(Gesetz)および決定(Beschluß)にもとづき、自らの命令を発することができた(憲法78条2項)。この命令は、同じく閣僚評議会が下す決定(Beschluß)とともに、法的拘束力をもった。」(田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』郁文堂、1990年、332頁)。
- 23) Kemmler: *a.a.O.*, S.94ff.

3. 2. 政権交代から「ドイツ再統一」まで：デメジュール政権下の経済改革：90年3月の自由総選挙と路線転換

「ベルリンの壁」崩壊後の東ドイツ国内では、旧政治勢力の支配力が揺らぎ、民主化を要求する民衆とその声を結集した市民勢力の政治的影響力が高まり、そうした影響力に押されて、1990年3月18日に東ドイツ人民議会選挙（自由総選挙）が実施された。選挙戦では、西ドイツ側から同盟政党に対する応援が行われ、この時点で東ドイツは主権国家の態を失っていた²⁴⁾。選挙の結果は、国民の早期統一期待を反映していた。東ドイツ国民が西ドイツへの東ドイツの迅速な編入を望むことを示すものであった。西ドイツからの強力な働きかけで CDU（キリスト教民主同盟）が選挙に大勝し、4月18日に CDU と SPD を中心に 5 政党からなる大連立内閣が成立し、CDU の党首で弁護士のデメジュールが首相に就任した。新政府は、それまでの政治路線を転換した。東ドイツの政治・経済改革をめぐる政治議論は、モドロウ政府の自立的経済改革路線から「ドイツ再統一」路線へと、その流れを変えていった。デメジュール政府は5月18日に西ドイツ政府との間で「通貨・経済・社会同盟の創設に関する条約²⁵⁾」（「国家条約」）に調印した。この条約は7月1日に発効し、これによって東ドイツ・マルクは廃止され、西ドイツ・マルクが全東ドイツ地域で通用することとなり、経済統合がスタートした。東ドイツ国立銀行は通貨発行権を失い、西ドイツ連邦銀行が全ドイツの通貨管理と金融政策を行うことになり、また東ドイツ国内の全産業および国民生活のすべての分野で市場経済化が加速されることになった。東ドイツ国内の全産業・国民生活の全分野で市場経済化が一気に始まったのである。この条約の発効によって東ドイツ企業には西ドイツ連邦法が適用され、また「信託法²⁶⁾」（1990年7月1日発効）にもとづく東ドイツ企業の株式会社および有限会社への改組

24) 広渡, 前掲『統一ドイツの法変動』, 33頁。

25) Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Deutschen Demokratischen Republik und Bundesrepublik Deutschland [Staatsvertrag] (BGBl. 1990 II S.537) Unterschrieben am 18. Mai 1990 und verkündet durch Gesetz vom 21. Juni 1990; Gesetz zu demselben Vertrag vom 25. Juni 1990 (BGBl. 1990 II S.518) (90年7月1日発効)。

26) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhändergesetz) vom 17. Juni 1990 (GBl. I S.300) (90年7月1日発効)。同法原文の収録先：Treuhänderanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd. 1, Berlin 1994; Schiwy, P., W.Wetzke: *a.a.O.*, 2. Ergänzungslieferung, 1990。

が義務づけられた。さらにそれに伴って東ドイツ企業から改組された資本会社に西ドイツの商法や企業法が適用されることとなり、それらにもとづく帳簿作成義務と貸借対照表作成義務が負わされることとなった。それは東ドイツ企業に対して西ドイツ企業会計制度を新しく導入する経過措置であったが、その後この経過措置を規定する法律として「DM(ドイツ・マルク)開業貸借対照表法²⁷⁾」が9月23日に制定され、「ドイツ再統一条約」(第二国家条約, 90年10月3日発効)の中(同条約付則Ⅱ第3章専門分野C第1節²⁸⁾)に盛り込まれて、統一条約の発効とともに10月3日に効力を発生している。この法律によれば、その適用は7月1日に遡って、東ドイツ企業から改組した株式会社および有限会社に適用されるものとされた。

4. 終りに代えて

以上の考察から明らかとなるように、過渡期の東ドイツの政治的激変の中で、信託公社はその目的や任務を変化させた。信託公社の誕生の歴史を探ることは、公社それ自体の歴史的役割を明らかにするためだけでなく、またドイツ再統一後に、なぜ旧東ドイツ企業を短期間のうちに民営化する政策が選択されたのかを明らかにする上でも、不可避であると考えられる。それらについては、今後の検討課題としたい。

27) Gesetz über die Eröffnungsbilanz in Deutscher Mark und die Kapitalneufestsetzung (D-Markbilanzgesetz - DMBilG) vom 23. September 1990 (Anlage II, Kapitel III des Einigungsvertrages). (90年10月3日発効)。同法原文の収録先: Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990-1994*, Bd.1, Berlin 1994; Rux, Hans-Joachim/Hans-Ulrich Stolpe: *D-Mark-Eröffnungsbilanz: Ein Leitfadens für die Praxis*. Rudolf Haufe, Berlin 1990; Presse- und Informationsamt der Bundesregierung: *Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands. -Einigungsvertrag-*, Nr.104, Bonn, September 1990; Goldmann Verlag: *Der Einigungsvertrag. Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands. Der vollständige Text mit allen Ausführungsbestimmungen und Erläuterungen*. Goldmann Verlag, München, Oktober 1990.

28) Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands -Einigungsvertrages vom 31. August 1990 (einschl. "D-Markbilanzgesetz" - DMBilG) (90年10月3日発効)。同法原文の収録先: 同上。